

四日市市告示第123号

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱（平成4年四日市市告示第205号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 797 392 833">附 則</p> <p data-bbox="252 855 418 891">(有効期限)</p> <p data-bbox="207 913 817 1249">2 この要綱は、平成<u>31</u>年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p data-bbox="938 797 1037 833">附 則</p> <p data-bbox="896 855 1062 891">(有効期限)</p> <p data-bbox="852 913 1461 1249">2 この要綱は、平成<u>28</u>年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部市街地整備・公園課)